

上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金

上越市では、国が実施する小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(能登半島地震)」の事業者負担分の一部について、市が補助金を交付します。

制度概要

【1】補助対象者

小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(能登半島地震)」(以下、「国補助金」)の交付確定を受けた市内に事業所を有する小規模事業者

※ 市内に事業所を有する中小企業者等

… 個人事業主にあつては、本市に住所又は事業所を有すること。
法人にあつては、本市に事務所または事業所を有すること。

※ 令和7年4月1日以降に国補助金の交付確定を受けた方

※ 市税等の滞納がない方

【2】補助対象経費

国補助金の補助対象経費から国補助金を引いた事業者負担分の額

【3】補助金額

補助対象経費 $\times \frac{1}{2}$ (上限25万円)

【4】申請期限

令和8年3月31日(火) (必着)

※ 申請期限は国補助金の交付確定の日から起算して30日を経過する日又は令和8年3月31日(火)のいずれか早い日となります。

【5】申請時の提出書類

- ・上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付申請書
- ・国補助金の交付申請書及びその添付書類の写し
- ・国補助金の交付決定通知書及び交付確定通知書の写し
- ・国補助金の実績報告書及びその添付書類の写し
- ・納税状況調査承諾書

※ その他必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

申請先・お問合せ

申請様式は、上越市ホームページからダウンロードできるほか、
上越市役所産業政策課で配布しています。

申請書の提出先：上越市 産業部 産業政策課 産業振興係
〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729

